

神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画
に定める施策に関する評価書

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課

計画に定めた取り組むべき重点方策への取り組み、実績と課題、評価

(1) 総合的な相談及び支援体制の確保

ホームレスが路上（野宿）生活からの脱却を図るために、一人ひとりの実情やニーズに応じた総合的な相談支援体制を確保し、路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる方や高齢の方に十分配慮した支援を行います。

ホームレスの生活する場所に赴き、現在の状況を把握し、必要な支援につなげられるよう、継続的な巡回相談を市町村と連携して実施するとともに、専門的かつ、継続的、包括的な支援を行っている民間団体に委託し、多様なニーズに対応できる相談事業を実施します。

平成27年4月以降、ホームレス自立相談支援事業等については、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、福祉事務所を設置する自治体（県内では県及び各市）が法に基づく事業として実施することとされた。

<p>● 市町村と連携した巡回相談事業の実施 ホームレスが多い地域においては、身近な自治体である市町村が巡回相談を実施するよう働きかけるとともに、県はホームレスが比較的少ない地域において実施し、ホームレスが確認された全域で巡回相談事業を実施できるよう努めます。</p> <p>● 市町村が実施する相談事業への支援 ホームレスが比較的多い市町村については、国の補助事業の活用などにより、巡回相談事業の取組みを推進できるよう支援します。</p> <p>● 総合相談事業の実施 健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに総合的に対応できる相談事業を実施し、ホームレスや元ホームレスなどが抱える課題解決に向けた支援を行います。</p>	
<p>取 組 み 実 績</p>	<p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回相談を12市4町で実施、実人数84人、延べ人数160人。自立・援護の件数6件（緊急援護（入院等）2件、生活保護受給4件）。 ホームレス相談等事業、自立支援事業への補助（横浜市299百万円、川崎市380百万円、相模原市21百万円、横須賀市220千円、平塚市720千円、厚木市1百万円） 委託先 NPO法人湘南ライフサポート・きずな 実施場所 湘南、県央、県西等のホームレスの多い地域 相談内容 多重債務等の法律的な問題及び生活面、健康面等の問題
	<p>平成27年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づき、県及び県内各市はホームレスを含む生活困窮者に対する自立相談支援事業等を開始（県は郡部を対象）。 各市が行うホームレス相談事業等の財源については、国からの直接補助による措置となった。 県は、年末年始に、主に湘南地域、県央地域、県西地域等のホームレスが多く起居する場所における巡回相談を、民間支援団体に委託し実施。 巡回相談 平成27年度 63名 平成28年度 60名 平成29年度 76名
<p>課 題 評 価</p>	<p>平成26年度まで、県が実施していた巡回相談事業は、平成27年度から、各自治体の自立相談支援事業において対応することとなり、ホームレスの支援件数について、県では把握していない。今後、ホームレス相談の実施状況を把握した上で、引き続き適切な相談支援が行われるよう、会議や研修を通して各自治体や関係団体と情報共有を図る必要がある。</p>

(2) 保健及び医療の確保

ホームレスの生活環境は悪く、長期の路上（野宿）生活や高齢により身体の不調を訴えている人も多いことを踏まえ、市町村と連携し、健康状態に不安のあるホームレスの早期把握や保健指導に努めるとともに、治療が必要な場合は、適切な医療が受けられるよう、医療機関での受診につなげます。

また、体調悪化の場合の相談窓口の情報提供により、必要なときにすみやかに適切な治療が受けられるよう支援します。

<p>● 健康相談、保健指導等の実施 保健所や市町村保健センターにおける健康相談、保健指導により、治療の必要があるホームレスについては、適切な医療が受けられるよう福祉事務所等と連携して医療機関への受診につなげます。</p> <p>● 傷病時の相談窓口の情報提供 巡回相談等を通して、病気や怪我の場合に速やかに医療機関で受診できるよう、相談窓口等についてホームレスに情報提供します。</p>	
<p>取 組 み 実 績</p>	<p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回相談等による情報提供の実施。 巡回相談を12市4町で実施、実人数84人、延べ人数160人。自立・援護の件数6件（緊急援護（入院等）2件、生活保護受給4件）。【再掲】
	<p>平成27年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づき、県及び県内各市はホームレスを含む生活困窮者に対する自立相談支援事業等を開始（県は郡部を対象）。【再掲】 県は、年末年始に、主に湘南地域、県央地域、県西地域等のホームレスが多く起居する場所における巡回相談を、民間支援団体に委託し実施。 巡回相談 平成27年度 63名 平成28年度 60名 平成29年度 76名 【再掲】
<p>課 題 評 価</p>	<p>生活環境及び長期の野宿生活により身体の不調を訴えている人も多いことを踏まえると、健康状態に不安のあるホームレスの早期把握や保健指導に努める必要があることから、自立相談支援事業等を継続していく必要がある。</p> <p>また、相談窓口の情報提供により、必要な時にすみやかに適切な治療が受けられるよう、引き続き支援していく必要がある。</p>

(3) 緊急援助及び生活保護法による保護の実施

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活のため、健康状態が悪化している場合があり、病気等により急迫した状態にある人に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講じます。

高齢化により一般就労が困難などの理由で、生活保護を必要とする人に対しては、生活保護制度の目的に則り、適切な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

緊急的な対応が必要な場合や、直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、無料低額宿泊所を活用した支援を行います。

<p>● 緊急に行うべき支援の実施 巡回相談を通じて緊急的な支援を必要とするホームレスの早期発見に努め、発見した場合には関係機関と連携して医療機関への入院など適切な対応を講じます。</p> <p>● 生活保護法による保護の実施 ホームレスに対する生活保護の適用にあたっては、一人ひとりの状況を踏まえ、状況に即して保護を適用していきます。</p> <p>● 無料低額診療事業の活用 生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業を活用します。</p> <p>● 無料低額宿泊所の活用 福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援事業を実施します。 また、無料低額宿泊所に対する指導監査の実施と監査結果の公表により、より良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、必要に応じてガイドラインの見直しを検討します。</p>		
取り 組み 実績	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談を12市4町で実施、実人数84人、延べ人数160人。自立・援護の件数6件（緊急援護（入院等）2件、生活保護受給4件）。【再掲】 無料低額診療所 35箇所（うち県所管域7箇所） 無料低額宿泊所 132箇所 定員3,753人 （うち県所管域 52箇所 定員1,121人） 就労促進事業（居宅移行支援事業）として県支援員が施設を訪問指導し支援 実施宿泊所6か所、63人、延べ332回、就労者45人 NPO法人湘南ライフサポートきずなに委託して事業を実施
	平成27年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づき、県及び県内各市はホームレスを含む生活困窮者に対する自立相談支援事業等を開始（県は郡部を対象）。 【再掲】 生活保護法に基づき、福祉事務所など関係部署と連携し適切な対応を実施。 無料低額診療所 41箇所（うち県所管域10箇所）（平成30年4月1日現在） 無料低額宿泊所 132箇所 定員3,787人 （うち県所管域 54箇所 定員1,172人）（平成30年4月1日現在）
課題 評価	<p>緊急的な援助を必要とするホームレスの早期発見と福祉事務所と連携を図った生活保護法による保護の実施については、今後も引き続き、事業を継続していく必要がある。</p> <p>居住支援の強化など、社会福祉法改正に向けた国の動向を踏まえ、無料低額宿泊所のあり方を検討していく必要がある。</p>	

(4) 安定した居住場所の確保

ホームレスの自立の前提として住居の確保は重要であるため、住居への入居の支援に努めるとともに、福祉事務所等との連携を図り、民間賃貸住宅情報の活用などにより、安定した居住場所の確保に取り組みます。

<ul style="list-style-type: none"> ● 民間賃貸住宅の貸主等に対する普及・啓発 民間賃貸住宅に関わる団体と連携し、法の趣旨及び実情等について、貸主等に周知し、ホームレスの入居について、理解と協力を得られるよう普及・啓発を図ります。 ● 民間賃貸住宅情報の活用 あんしん賃貸支援事業等による登録情報を活用し、民間賃貸住宅への入居を促進します。 ● 県営住宅への入居支援 県営住宅の活用などについて検討します。 		
取り 組み 実績	平成26年度 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所との連携を図り、住居の確保に努めた。 ・ 居住支援協議会と連携し、同協議会が年4～5回発行している情報誌等により、住宅の情報提供に努めた。
課題 評価	<p>ホームレスの入居に関しては、民間賃貸住宅の貸主等に対する理解と協力を得られるよう、普及・啓発を行うとともに、住宅情報の活用について、引き続き、不動産団体との連携強化等を行っていく必要がある。</p> <p>また、住宅セーフティネット法の改正により、2017年10月に施行された新たな住宅セーフティネット制度に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の確保や住宅確保要配慮者に対する居住支援活動をさらに充実させるため、居住支援協議会と連携し、同法に基づく居住支援法人の指定につなげるための説明会を開催する等、不動産及び福祉団体等と協力し取り組んでいく必要がある。</p>	

(5) 就業機会の確保

国や民間団体との連携・協力を通して、ホームレスの雇用に関する事業主等の理解を深めるとともに、個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓、求人情報の収集・提供に努め、雇用の促進を図ります。

無料低額宿泊所に入居している方については、施設職員、福祉事務所やハローワークと連携を図りながら、就労支援に取り組みます。

● 国の事業と連携した就労支援

ハローワークによる職業相談、国の日雇労働者等技能講習事業などの事業と連携して雇用の促進を図ります。

● 事業主等の理解の促進と雇用の協力要請

神奈川県ホームレス就業支援協議会との連携・協力を通して、ホームレスの雇用に関して事業主等の理解を深めるとともに、就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓により雇用に向けて業界への協力を要請します。

● 民間団体や社会福祉法人との連携による就労支援

民間団体や社会福祉法人と連携しながら、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う中間的就労の場や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供に努めます。

● 無料低額宿泊所の活用（再掲）

福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援事業を実施します。

また、無料低額宿泊所に対する指導監査の実施と監査結果の公表により、より良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、必要に応じてガイドラインの見直しを検討します。

取り 組み 実績	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 日雇労働者等技能講習事業の福祉事務所への周知協力 ホームレス就業支援協議会と連携して雇用開拓 福祉事務所と連携した、生活保護法に基づく福祉事務所による自立・就労に向けた取組みを実施。
	平成27年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> 日雇労働者等技能講習事業の福祉事務所への周知協力 ホームレス就業支援協議会と連携して雇用開拓 生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労の場・就労訓練事業所の認定申請に向けた企業・社会福祉法人等への働きかけ 認定就労訓練事業所数（県所管域） 8事業所 生活困窮者自立支援法に基づき、県及び県内各市はホームレスを含む生活困窮者に対する自立相談支援事業等を開始（県は郡部を対象）。 <p style="text-align: right;">【再掲】</p>
課題 評価	<p>神奈川県ホームレス就業支援協議会との連携により、事業主等の理解及び雇用の促進に取り組むとともに、就労訓練事業所の認定申請に向けた企業等への働きかけについて、今後とも引き続き実施していく必要がある。</p> <p>福祉事務所やハローワークと連携し、就業機会の確保に向けた取組みを引き続き実施していく必要がある。</p>	

(6) 自立支援を図る場の確保

ホームレスの自立支援を図る場として、現在、横浜市・川崎市の両政令市に自立支援センターが設置されています。

また、自立支援センターの設置がない市町村については、民間団体の施設など既存の社会資源を活用し、女性のホームレスにも対応した安心して過ごせる居場所の確保と生活支援を一体的に行うシェルターを設置し、自立支援を図る場の確保に努めます。

<p>● 市町村の自立支援センター設置の支援 市町村（政令市・中核市を除く）が、ホームレスの実態に応じた配置・規模等を考慮し、単独又は共同で自立支援センターを整備する場合には、センターのあり方やその整備方法などの検討にあたり、積極的に協力・支援するとともに、整備に対し、国の制度を踏まえた財政的な支援を行います。</p> <p>● ホームレス等困窮者支援事業の実施 ホームレス等の困窮者に対して、相談窓口を設置するとともに、安心して過ごせる居場所(シェルター)を確保し、社会生活習慣を身につけるための生活指導や、就労意欲を向上させるための自立支援相談を実施し、地域社会への復帰の支援と再路上化の防止に努めます。</p>	
<p>取り組み実績</p>	<p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームレス自立支援事業への補助 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ 251百万円 川崎市就労自立支援センター・富士見生活づくり支援ホーム 333百万円 シェルターの提供、生活指導、相談窓口の設置といった一体的な支援を民間団体に委託して実施 湘南地区：NPO法人湘南ライフサポートきずな 県央地区：社団法人神奈川県社会福祉士会 女性のホームレスについては、ホームレス自立支援事業によるほか、女性保護事業による一時保護・自立支援を実施。
	<p>平成27年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性のホームレスについては、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等によるほか、女性保護事業による一時保護・自立支援を実施。 ホームレス自立支援事業は、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として一体的に実施することとなった。 一時生活支援事業は、政令市を除く県域においては未実施。
<p>課題評価</p>	<p>政令市を除く各市との共同実施を含め、一時生活支援事業の実施に向けた検討を行う必要がある。</p>

(7) ホームレスとなることを未然に防止するための対応

ホームレスとなることを未然に防止するためには、早い段階での支援が効果的であるため、就労支援や生活保護などの制度施策の周知を図り、すみやかに適切な相談窓口につなげるなどの取組みを進めます。

- **就業・就職及び生活の支援施策の情報の周知**
 就業研修、職業訓練、講習会など就業・就職に向けた支援施策や住宅支援給付、総合支援資金貸付、生活保護制度など生活の支援施策の情報の周知を図ります。
 また、県が実施している就職相談、労働相談、生活相談などの窓口について相互の業務内容について情報を共有します。
- **民間団体や社会福祉法人との連携による就労支援（再掲）**
 民間団体や社会福祉法人と連携しながら、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う中間的就労の場や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供に努めます。
- **ホームレス等困窮者支援事業の実施（再掲）**
 ホームレス等の困窮者に対して、相談窓口を設置するとともに、安心して過ごせる居場所(シェルター)を確保し、社会生活習慣を身につけるための生活指導や、就労意欲を向上させるための自立支援相談を実施し、地域社会への復帰の支援と再路上化の防止に努めます。

	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームレス就業支援協議会が実施する就業機会確保支援事業など福祉事務所等への情報提供 ・ シェルターの提供、生活指導、相談窓口の設置といった一体的な支援を民間団体に委託して実施【再掲】 湘南地区：NPO法人湘南ライフサポートきずな 県央地区：社団法人神奈川県社会福祉士会
取り組み実績	平成27年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームレス就業支援協議会が実施する就業機会確保支援事業や会議等を通じて、福祉事務所等への情報提供を実施。 ・ 生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労の場・就労訓練事業所の認定申請に向けた企業・社会福祉法人等への働きかけ【再掲】 認定就労訓練事業所数（県所管域） 8事業所 ・ ホームレス自立支援事業は、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として一体的に実施することとなった。 【再掲】 ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、県及び県内各市はホームレスを含む生活困窮者に対する自立相談支援事業等を開始（県は郡部を対象）。【再掲】 ・ 県は、年末年始に、主に湘南地域、県央地域、県西地域等のホームレスが多く起居する場所における巡回相談を、民間支援団体に委託し実施。 巡回相談 平成27年度 63名 平成28年度 60名 平成29年度 76名 【再掲】 ・ 民間団体と協働で、生活困窮者自立支援に関する社会資源の掘り起こしや市町村と民間団体、関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいる。
課題評価	<p>終夜営業の店舗等を利用している方など、アウトリーチが届きにくい方を含め、自立相談支援窓口や各種の就労支援施策の情報の周知を図るとともに、関係機関との業務内容について引き続き情報を共有していく必要がある。</p> <p>生活困窮者自立支援に関する社会資源の掘り起こしや市町村と民間団体、関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいく必要がある。</p>	

(8) ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力

法施行後もホームレスへの偏見や差別意識から暴力事件等が発生しています。このため、路上（野宿）生活を余儀なくされているホームレスの置かれている状況やホームレスの自立を社会全体が受入れ、支援していく必要性について県民の理解を促進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図ります。

● ホームレスに対する偏見や差別意識の解消

ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすため、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、啓発冊子の発行など、各種啓発事業の実施を通じて、人権尊重意識の高揚を図ります。

● 学校教育や社会教育における人権教育の推進

学校教育においては、幼児・児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じて、ホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、ホームレスについて正しい理解を深める教育を推進します。また、教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持つことができるよう、人権教育の研修会等の充実に努めます。

社会教育においては、地域の実情や学習者のニーズに応じて、地域での学習機会の呼びかけ等、ホームレスに対する人権尊重の意識の高揚に努めます。

取り組み実績	平成26年度以降	「かながわ人権施策推進指針」に基づく、啓発冊子の発行や各種啓発事業の実施
課題評価	今後も、ホームレスの置かれている状況やホームレスの自立を社会全体が受入れ、支援していく必要性について県民の理解を促進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図っていく必要があることから、継続した取組みを実施していく必要がある。	

